

# しるせと

臨時号

平成23年  
2011

No.75



町を襲った  
大震災のつめあと  
(役場本庁舎望楼撤去工事の様子)

## Contents

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 町長あいさつ・城里町の震災被害状況・・・    | 2  |
| 各種被災者支援制度について……………      | 4  |
| 国保・後期高齢・介護保険料の減免……………   | 7  |
| 国保・後期高齢・介護一部負担金の減免…………… | 8  |
| お知らせ……………               | 9  |
| 国保人間ドック補助制度について……………    | 11 |
| 平成23年度各種健診のご案内……………     | 12 |
| 役場業務・施設のご案内……………        | 14 |

# 町民の皆様へ

城里町長 阿久津 藤男

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において、被災されました多くの町民の皆様からお見舞い申し上げます。

関東大震災をしのぐと言われる今回の大地震では、電気・電話が不通となり、水道が断水、家屋が損壊し、石塀が倒壊するなど、町民生活に大きなダメージを与えました。

3日間に及ぶ停電と電話回線の不通は、一時的に町民の不安をかき立て大きな混乱を引き起こしました。

町は、地震当日に災害対策本部を設置し、町民との連絡などを開始しましたが、電気と通信手段が絶たれ、一時町全体が孤立した状態となりました。そのような中で、町民一人ひとりの冷静な行動とご理解のもと、電気・電話の復旧から水道が復旧し、現在は、道路の修復などに全力で対応しているところであります。

今回の地震で、役場本庁舎及び桂支所の建屋が損壊したことにより、町民の安全などを考慮

し、町民サービスが停止しました。大変ご迷惑をおかけいたしました。本庁舎は隣接のコミュニケーションセンター城里へ、桂支所は桂図書館2階へそれぞれ仮移転し、業務を再開することとしました。

まだまだ、これからが復興の正念場と思っております。災害復旧と倒壊した塀や欠け落ちた瓦などの災害ゴミの処分、生活再建のほか、福島第一原子力発電所事故に伴う農産物への風評被害への対応など多くの課題を残しておりますが、このような厳しい状況であるからこそ、お互い助け合いながら、町民一丸となつてこの困難な事態を乗り越えることが必要であると考えております。

今また余震が頻繁に発生し、日常生活を脅かしておりますが、町といたしましても、引き続き行政インフラの回復に全力を傾注するとともに的確な情報の収集と提供に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

## 町を襲った大地震

平成23年3月11日、午後2時46分ごろ、三陸沖(牡鹿半島の東南東130km付近)を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7(宮城県北部)の東北地方太平洋沖地震が発生しました。日本での観測史上最大規模のこの地震は、城里町でも震度6弱を記録しました。

午後4時30分、阿久津町長を本部長とする「城里町災害対策本部」をコミュニケーションセンター城里前に設置し、被害状況の把握や復旧対策・対応にあたりました。

### 城里町の被害状況

本庁舎をはじめ町の各施設が大きな被害を受けました。



本庁舎の3階部分は天井や窓ガラスがはがれ落ちるなど、大きな被害を受けました

また、道路や橋などは段差やかん没が発生し、一部は現在も通行止めとなっています。



アスファルトがかん没しマンホールが浮き上がってしまった道路(下坪地内)

町内全域で屋根瓦の落下、塀の倒壊等の被害が多数見られました。



瓦が落ちた屋根をブルーシートで被い雨から保護する家がならぶ石塚地内



### 避難所の開設

また、常北保健福祉センター、石塚小学校、小松小学校に緊急避難所を開設。3か所の避難所では一時避難住民が500人を超えましたが、3月25日にはすべての避難所で避難者の解消がされました。



町職員による炊き出し

### 復旧作業

水道施設が復旧するまでの間、町の給水車と自衛隊の給水車により、最大町内4か所で給水活動が行われました。

コミュニティセンター城里前での給水



役場の本庁舎などいくつかの公共施設では、地震の被害を受けたため、住民の皆さんには施設の利用などでご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。



3月22日に本庁舎の望楼を切断し撤去する工事が行われました。役場駐車場及び町道、付近の民家を立ち入り禁止にし、大型クレーン3台による大がかりな工事で、望楼の天井部分とそれを支える4本の柱が切断されました。

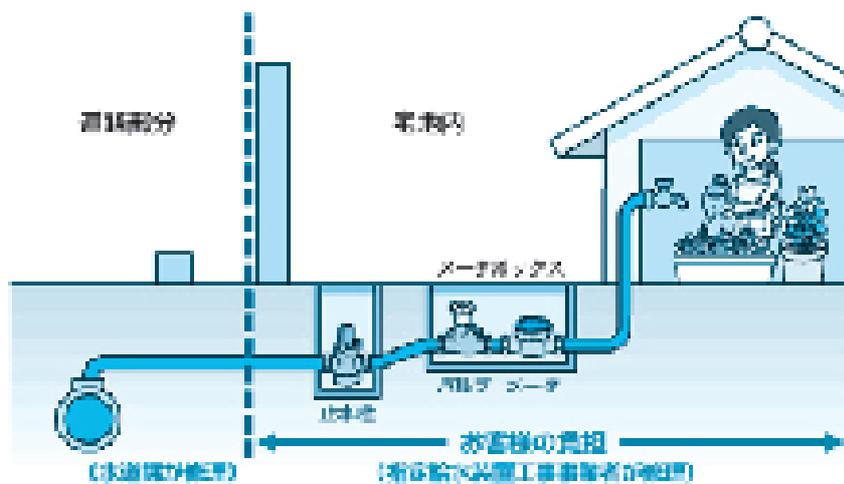
町のシンボルとして親しまれていた望楼の撤去作業を、多くの人が見守っていました。

## 宅地内で漏水していませんか？

地震の影響により、宅地内での漏水が多発しています。水道管から漏水していないかご確認ください。

宅地内で漏水している場合は、お客様負担での修理となりますので、城里町指定給水装置工事事業者へ直接修理を依頼してください。また、道路部分が漏水している場合は水道課にご連絡ください。

※指定給水装置工事事業者については水道課ホームページをご覧ください。



問合せ 水道課 ☎029 - 288 - 3114

HP <http://www.town.shirosato.lg.jp/section.php?code=12>

●町営住宅については都市建設課にご連絡ください。(都市建設課 ☎029 - 288 - 3111 内線261)

# 東日本大震災に伴う各種被災者支援制度について

## 【被災者生活再建支援金】（国の制度）

**対象** ○住宅が全壊した世帯 ○住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ○災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ○住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

※「一部損壊」や「半壊」は対象となりません。

**支給額** 基礎支援金と加算支援金の合計額

**基礎支援金**（住宅の被害程度に応じて）

| 住宅の被害程度 | 全壊<br>半壊+解体     | 大規模半壊            |
|---------|-----------------|------------------|
| 支給額     | 100万円<br>(75万円) | 50万円<br>(37.5万円) |

**加算支援金**（住宅の再建方法に応じて）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入            | 補修              | 賃借（公営住宅を除く）      |
|---------|------------------|-----------------|------------------|
| 支給額     | 200万円<br>(150万円) | 100万円<br>(75万円) | 50万円<br>(37.5万円) |

※（ ）内は単身世帯3/4額

**申請者** 世帯主

**必要書類**

**基礎支援金** ①被災者生活再建支援金支給申請書 ②り災証明書 ③住民票（または外国人登録済証明書） ④預金通帳の写し（世帯主の口座名義のもの） ⑤解体証明書（半壊解体・敷地被害解体した世帯のみ）

**加算支援金** ①住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し

**申請期間**

**基礎支援金** / 災害発生日から13か月 **加算支援金** / 災害発生日から37か月

※支給の決定等は被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が行います。

## 【災害弔慰金・災害障害見舞金】（国の制度）

**対象被害及び支給額**

**災害弔慰金** ①生計維持者が死亡した場合/500万円 ②その他の者が死亡した場合/250万円

**災害障害見舞金** ①災害により生計維持者が重度の障害を受けた場合/250万円

②その他の者が重度の障害を受けた場合/125万円

## 【災害援護資金の貸付】（国の制度）

**対象** 負傷又は住居、家財に被害を受けた者

**支給額**

|             | 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 | 世帯主に1か月以上の負傷がない場合 |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 家財の1/3以上の損害 | 250万円             | 150万円             |
| 半壊          | 270万円(350万円)      | 170万円(250万円)      |
| 全壊          | 350万円             | 250万円(350万円)      |
| 住居全体が滅失、流失  | 350万円             |                   |

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

※貸付限度額は350万円

**所得制限**

| 世帯人員          | 市町村民税における前年の総所得金額      |
|---------------|------------------------|
| 1人            | 220万円                  |
| 2人            | 430万円                  |
| 3人            | 620万円                  |
| 4人            | 730万円                  |
| 5人以上          | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |
| ※世帯の住居が滅失した場合 | 1,270万円                |

▶次ページにつづく

利率 年3% (据置期間中は無利子)

据置期間 3年

償還期間 10年 (据置期間を含む)

償還方法 年賦又は半年賦 (元利均等償還)

申請者 世帯主

必要書類 ①災害援護資金借入申込書 ②所得証明書 ③医師の診断書 (世帯主負傷の場合のみ)  
④災害援護資金借用書、借受人及び保証人の印鑑証明書 (貸付決定後)

申請期間 被災した日の翌月から3か月

### 【茨城県災害見舞金】 (県の制度)

#### 対象被害及び支給額

半壊 / 3万円

※災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の対象となる死亡、重度障害、全壊及び大規模半壊は対象外。半壊の場合にのみ支給

必要書類 茨城県災害見舞金請求書

### 【城里町災害見舞金】 (町の制度)

対象 ○住家の全壊等または半壊等の災害を受けた方 (り災者)  
○災害が直接の原因で負傷した方、または死亡した方の遺族

#### 支給額

| 区 分                     | 金 額                           |
|-------------------------|-------------------------------|
| 死 亡                     | 50,000円                       |
| 全治3箇月以上の入院加療を要する負傷      | 30,000円                       |
| 全治1箇月以上3箇月未満の入院加療を要する負傷 | 20,000円                       |
| 全治1週間以上1箇月未満の入院加療を要する負傷 | 10,000円                       |
| 住家の全壊等                  | 1人世帯20,000円<br>1人増すごとに10,000円 |
| 住家の半壊等及び床上浸水            | 1人世帯10,000円<br>1人増すごとに5,000円  |

※災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法と併給可

必要書類 ①災害見舞金 (弔慰金) 申請書 ②り災証明書  
③医師の診断書または証明書 (負傷の場合) ④預金通帳の写し

申請期間 災害発生日から3か月

申請先・問合せ / 健康福祉課 (常北保健福祉センター内) ☎029 - 240 - 6550

### 母子寡婦福祉貸付金について

～東日本大震災により被災された方には、母子寡婦福祉資金について次のことが対象になる場合があります～

現在、母子寡婦福祉貸付を受けている方で、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、保証人が償還できる場合を除き、申請することで1年以内の支払い猶予期間を設けられる場合がありますのでご相談ください。

また、災害により住宅が全壊・半壊・流失等の被害を受けた方について、被災後1年以内に住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の貸付を受ける場合、償還までの据置期間が、2年の範囲内で延長されることがあります。

問合せ ●福祉相談センター 地域福祉課 ☎029 - 226 - 1513  
●役場健康福祉課 ☎029 - 240 - 6550

## 【生活福祉資金・福祉資金の貸付】(国の制度)

**種別** ①災害援護資金(被災した家財の購入、主たる生計手段となる田畑・倉庫の復旧経費など)  
②住宅改修費(被災した住宅の屋根、壁、窓ガラスなど)

**貸付限度額** ①150万円 ②250万円

**対象** ○低所得世帯(町民税非課税世帯程度の収入の世帯) ○障害者世帯(障害者の属する世帯)  
○高齢者世帯(65歳以上の日常的に介護を要する高齢者がいる世帯)  
※衣服の着脱、食事、排泄、入浴、歩行などを自身で行うことが困難な方

**償還期限** 7年 **措置期間** 6か月 **利率** 連帯保証人あり/無利子 連帯保証人なし/1.5%

## 【緊急小口資金の貸付】(国の制度)

**貸付限度額** 10万円(※状況により20万円まで可能となる場合あり)

**対象** 平成23年3月11日の震災により被災された世帯

**償還期限** 2年 **措置期間** 1年 **利率** 無利子(期限後は延滞利息10.75%)

※支給の決定等は茨城県社会福祉協議会が行います。

\*\*\*\*\*

**申請先・問合せ** / 城里町社会福祉協議会(常北保健福祉センター2階) ☎029-288-7013

\*\*\*\*\*

## 城里町への義援金を受け付けています

城里町では、東日本大震災にかかる義援金に関する受付窓口を開設しています。この義援金は、町が行う災害復旧対策・復興事業に充てられます。義援金は、寄付金控除の対象となります。

**受付窓口** ①持参する場合/役場会計課窓口(コミュニティセンター城里1階)  
②常陽銀行窓口 ※手数料無料(ATMによる振込みは手数料がかかります。)  
振込先 常陽銀行 石塚支店 普通 1394026  
城里町災害義援金(シロサトマチサイガイギエンキン)

**問合せ** 総務課 ☎029-288-3111(内線214)

## 日本赤十字社「東日本大震災義援金」の受け付け

日本赤十字社では、今回の震災で被災された方々への義援金を受け付けています。この義援金は、今後被災県で設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会で定める配分基準により被災された方々に届けられます。義援金は、寄付金控除の対象となります。

**義援金名称** 「東日本大震災義援金」

**受付期間** 9月30日(金)まで

**受付窓口**

①郵便振替(郵便局) ※振替手数料免除

口座記号番号: 00140-8-507

口座加入者名: 日本赤十字社 東日本大震災義援金

※窓口で受け取る半券(受領証)は、免税証明として利用できますので、大切に保管してください。

②銀行振込 ※窓口振込については手数料無料の専用振込用紙があります

・常陽銀行 本店営業部 普通 89731 日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本 昌

・筑波銀行 県庁支店 普通 1091422 日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本 昌

・茨城県信用組合 県庁前支店 普通 7537773 日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本 昌

③クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによる協力

日本赤十字社ホームページから手続きができます。寄付金額は2,000円以上から受け付けます。

④持参する場合/日本赤十字社茨城県支部窓口、城里町分区(役場健康福祉課)窓口

**問合せ** 日本赤十字社 茨城県支部 経営課 ☎029-241-4516

役場健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550

# 東日本大震災に伴う各種保険料等の減免について

## 【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】

災害により住宅、家財等に著しい損害を受けたときや下表に該当する理由で、保険税(料)を納めることが困難な方については、保険税(料)が減免になる場合があります。

保険税(料)の減免を希望する場合は、申請が必要ですので、保険課までお問い合わせください。  
 ※保険税(料)の減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

| 保険税(料)の納付が困難な理由   | 保険税(料)減免申請の条件  |
|---|--|
| ①災害による住宅、家財または<br>その他財産の損害<br>※り災証明書等災害の状況を証<br>明する書類の添付が必要 | 被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはそ<br>の他財産の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額<br>を除く）が、10分の3以上の場合 |

**所得制限** 減免申請日の前年の被保険者またはその属する世帯の世帯主及びその他の世帯員である被保険者の総所得金額の合計額が1,000万円以下

## 【介護保険料】

災害などにより住宅、家財等に著しい損害を受けた時や下表に該当する理由で、保険料を納めることが困難な方については、保険料が徴収猶予や減免になる場合があります。

介護保険料の徴収猶予や減免を希望する場合は、申請が必要ですので、保険課までお問い合わせください。

※保険料の徴収猶予や減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

| 保険料の納付が困難な理由  | 徴収猶予、減免の申請条件   |
|---|--|
| ①震災などの災害による住宅、<br>家財などへの損害<br>※り災証明書等災害の状況を証<br>明する書類の添付が必要 | 第1号被保険者又は生計維持者が、住宅・家財又はその他の財産の損害<br>額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が10分<br>の5以上の場合 |

**所得制限** 減免等申請日の前年の生計維持者の合計所得金額が400万円以下

\*\*\*\*\*

**申請先・問合せ** 保険課 ☎029 - 288 - 3111（内線372）

\*\*\*\*\*

### ◇ 節電にご協力ください! ◇

東日本大震災により、電力需給のバランスが極めて厳しい状況にあります。家庭や事業所等で皆さん一人ひとりが「節電」の努力をすることが、安定した電力の供給と今後の復興につながりますので、節電にご協力をお願いします。

#### 節電の取り組み例

- 暖房は19℃以下を目安に温度設定を低くする。
- 電気機器は使用しないときは電源を切り、コンセントを抜き、待機時消費電力を減らす。
- 冷蔵庫は庫内に詰め込みすぎないようにし、無駄な開閉をやめる。
- 人のいない部屋の照明はできる限り消す。
- トイレは温水洗浄便座のふたを閉める。

※節電のお願いは、震災で大きな被害を受けた方など取り組みが困難な方に無理にお願いするものではありません。

## 東日本大震災に伴う各種一部負担金等の支払い猶予・減免について

### 【国民健康保険の医療費の一部負担金・後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金】

保険医療機関を受診した方で、下記に該当する方は、5月までの診療分・調剤分・訪問看護分の医療費の一部負担金について、5月末日まで支払いが猶予される場合や、減免が受けられる場合があります。

**対象** 下記のいずれかに該当し、一部負担金の支払いが困難な方

- ①平成23年3月11日に起きた地震により住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災を受けた方
- ②平成23年3月11日に起きた地震により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

**申込先** 一部負担金の支払い猶予を希望する方 → 受診する医療機関にお問い合わせください。  
一部負担金の減免を希望する方 → 役場保健課までお問い合わせください。

※国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

### 【介護保険サービス利用者負担金】

介護サービス、介護予防サービスを利用している方で、下記に該当する方は、5月までの介護保険サービス利用者負担金について、5月末日まで支払いが猶予される場合や、減免が受けられる場合があります。

**対象** 下記のいずれかに該当し、介護保険サービス利用者負担金の支払いが困難な方

- ①平成23年3月11日に起きた地震により住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災を受けた方
- ②平成23年3月11日に起きた地震により主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った、もしくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した方

**申込先** 利用者負担金の支払い猶予を希望する方 → 介護サービス利用機関にお問い合わせください。  
利用者負担金の減免を希望する方 → 役場保健課までお問い合わせください。

※介護保険サービス利用者負担金の減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありませんのでご注意ください。

\*\*\*\*\*  
**申請先・問合せ** 保険課 029 - 288 - 3111 (内線372)

### 震災被災者の国民年金保険料の免除について

**対象** 東日本大震災に伴い住宅・家財・その他財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた方

**申請方法** 免除申請書と被災状況届を下記の窓口に提出してください。

※申請書等は保険課窓口に設置するほか、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からもダウンロードできます。

**申請期間** 7月29日(金)まで

**申請場所** 保険課、水戸南年金事務所

※保険料を口座振替で支払いしている方で保険料の納付が困難な方は、口座振替停止の手続きを行ってください。

**問合せ** 保険課 ☎029 - 288 - 3111(内線372)、水戸南年金事務所 ☎029 - 227 - 3251

# お知らせ

INFORMATION

城里町役場 (代表)

☎029-288-3111

## 災害関連のお知らせ

住まいの相談会を開催しています

毎月第1・第3土曜日に行っている「住まいの相談会」を、被災住宅の修理等の相談にも対応するため、毎週土曜日開催します。ご利用ください。

期 日 4月23日、30日

時 間 午前10時～午後4時

場 所 (財)茨城県建築センター

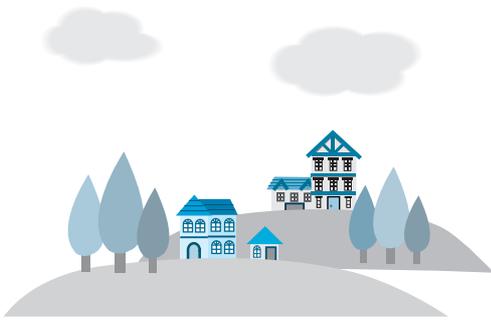
(水戸市笠原町978・30)

相談員 建築士

※予約不要、当日受付順となりますので、お待ちいただく場合があります。

問合せ (財)茨城県建築センター

☎029・305・7300



## 平成23年度 固定資産税 第1期の納期限を5月2日→5月31日に延長します

東日本大震災に伴い、平成23年度の固定資産税第1期と介護保険料第1期の納期限を延長します。なお、納付書は4月下旬に発送する予定です。

問合せ 固定資産税 / 税務課 ☎029-288-3111 (内線121) 介護保険料 / 保険課 (内線372)

## 通行止めのお知らせ

- 地震の影響により、道路にかん没及び土砂崩れ等が多数発生しています。特に大型車を運転する場合はご注意ください。  
※被災箇所を発見したときは、都市建設課までご連絡ください。

- 桂川にかかる桂大橋(大字北方地内)と鷹匠橋(大字下坏地内)については、点検調査・補修のため当分の間通行ができませんので、迂回して通行してください。(右図参照)

また、通行できる橋についても、段差等が生じているところがありますので、通行には十分ご注意ください。

問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111 (内線252、257)



## 震災に便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください！！

東日本大震災の被災者をねらった悪質な勧誘や詐欺行為が発生しています。地震発生以降「屋根瓦を点検、修理してあげる」などと言って高額な代金を請求したり、公的機関をかたつて義援金をだまし取る手口には十分注意しましょう。

被害にあいそうになったとき、または被害にあってしまったときには、下記の相談窓口にご相談ください。

### 相談窓口・問合せ

城里町消費生活センター (コミュニティセンター城里2階、産業振興課内)

☎029-288-3111 (内線381)

茨城県消費生活センター (水戸市柵町1-3-1) ☎029-225-6445





# 国民健康保険の加入者には 人間ドックの補助制度があります

## ■対象者

- ・ 城里町の国民健康保険に加入している40歳以上69歳までの方（平成23年4月1日現在）
- ・ 納期の到来している国保税を完納されている世帯の世帯員（受診時及び申請時）

## ■助成を受けられる条件

- ・ 町が指定する医療機関で受診してください
- ・ ドック受診は年度内（4月から翌年の3月）1回となります
- ・ 1世帯につき年度内2人まで助成を受けられます

※ただし、町の健診（特定健診）・婦人科がん検診（乳がん・子宮がん）との重複受診はできません。

重複して受診した場合は、人間ドックの料金は全額自己負担となりますのでご注意ください。

## ◆助成額

| 項 目                 | 助成額     |
|---------------------|---------|
| 人間ドックのみ             | 27,850円 |
| 人間ドック及び子宮がん検診・乳がん検診 | 33,200円 |
| 人間ドック及び子宮がん検診       | 30,000円 |
| 人間ドック及び乳がん検診        | 29,300円 |
| 脳ドック                | 40,750円 |

## ◆指定医療機関・検査料金表

### ●茨城県メディカルセンター（水戸市笠原町489-4 ☎029-243-1111）

|       | 人間ドック   | 脳ドック | 乳がん | 子宮がん | 乳がん及び子宮がん |
|-------|---------|------|-----|------|-----------|
| 検診料金  | 39,900円 | —    | —   | —    | 8,400円    |
| 町補助金  | 27,850円 | —    | —   | —    | 5,350円    |
| 自己負担金 | 12,050円 | —    | —   | —    | 3,050円    |

### ●水戸赤十字病院（水戸市三の丸3-12-48 ☎029-221-5177）

|       | 人間ドック   | 脳ドック    | 乳がん    | 子宮がん   | 乳がん及び子宮がん |
|-------|---------|---------|--------|--------|-----------|
| 検診料金  | 42,000円 | 58,800円 | 4,200円 | 3,150円 | 7,350円    |
| 町補助金  | 27,850円 | 40,750円 | 1,450円 | 2,150円 | 5,350円    |
| 自己負担金 | 14,150円 | 18,050円 | 2,750円 | 1,000円 | 2,000円    |

### ●水戸済生会総合病院 総合健診センター（水戸市双葉台3-3-10 ☎029-254-9044）

|       | 人間ドック   | 脳ドック    | 乳がん    | 子宮がん   | 乳がん及び子宮がん |
|-------|---------|---------|--------|--------|-----------|
| 検診料金  | 39,900円 | 57,750円 | 4,200円 | 4,200円 | 6,300円    |
| 町補助金  | 27,850円 | 40,750円 | 1,450円 | 2,150円 | 5,350円    |
| 自己負担金 | 12,050円 | 17,000円 | 2,750円 | 2,050円 | 950円      |

## ◆申込方法

- ①上記の指定医療機関で、各種ドックの予約をしてください
- ②国保の保険証と印鑑を持参し、役場保険課窓口（常北保険福祉センター内）で補助金の申請をしてください。（申請受付は先着順とし、定員（120人）になり次第締め切ります。）
- ③町から決定通知書が郵送で交付されます
- ④ドックを受ける際に、指定医療機関の窓口で決定通知書を提出してください
- ⑤ドック受診後、検診料金から町補助金を差し引いた自己負担金を医療機関窓口でお支払いください（各種検診料金は指定医療機関ごとに異なりますのでご注意ください）

## ◆問合せ 保険課 国保年金グループ ☎029-288-3111（内線372）

広 告

# 料金・日程 についてのご案内

## ●各種がん検診

加入している医療保険にかかわらず、対象年齢であればどなたでも受診できます。

## ●特定健診の受け方

特定健診は、それぞれ加入している医療保険者(国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など)が実施します。

\*町の国民健康保険に加入している40～74歳の方は、町が実施する特定健診を受診します。申し込みの有無にかかわらず該当者の方には5月以降に「特定健診受診券」が送付されます。(転出や社会保険に加入するなどにより国民健康保険の資格を喪失した方は町の特定健診を受診できません。)

\*国民健康保険以外の医療保険に加入している方の被扶養者の方も、町の特定健診を受診することができます。それぞれ加入している医療保険者から交付される受診券と保険証を持参し、健診を受けてください。

(医療保険者により、申請をしないと受診券が交付されない場合があります。ご加入の医療保険者にお早めにご確認ください。)

## ●特定保健指導について

健診結果により、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)になる危険性のある方が特定保健指導の対象となります。生活習慣の改善に自主的に取り組めるよう、保健師・管理栄養士が支援を行います。

### (1) 健診日程

#### 【総合健診】

※40歳以上の胃がん検診を受ける方が対象となります。

| 健診日      | 場 所         | 受付時間                        | 健診内容と対象者  |
|----------|-------------|-----------------------------|---|
| 6月 3日(金) | 常北保健福祉センター  | 午前6:30～9:00                 | ・特定健診(40～74歳の方)<br>・高齢者健診(75歳以上の方)<br>・胃がん検診(40歳以上の方)<br>・大腸がん検診(40歳以上の方) |
| 6月 4日(土) |             |                             |   |
| 6月 5日(日) |             |                             |   |
| 7月 7日(木) | 桂公民館または桂体育館 | ※混雑を避けるため、受付時間を指定させていただきます。 | ・肺がん・結核検診(40歳以上の方)<br>・前立腺がん検診(50歳以上の男性)                                  |
| 7月 8日(金) |             |                             |   |
| 8月 9日(土) | 七会保健福祉センター  |                             | ・前立腺がん検診(50歳以上の男性)<br>・肝炎ウイルス検診(H23年度に40歳になる人)                            |
| 8月10日(水) | 常北保健福祉センター  |                             |   |

#### 【集団健診】

| 健診日               | 場 所         | 受付時間                        | 健診内容と対象者   |
|-------------------|-------------|-----------------------------|--|
| 6月 7日(火)          | 常北保健福祉センター  | 午前9:30～11:00<br>午後1:30～3:00 | ・特定健診(40～74歳の方)<br>・生活習慣予防病健診(18～39歳の方)<br>・高齢者健診(75歳以上の方)<br>・大腸がん検診(40歳以上の方)<br>・肺がん・結核検診(40歳以上の方)<br>・前立腺がん検診(50歳以上の男性)<br>・肝炎ウイルス検診(H23年度に40歳になる人) |
| 6月 8日(水)          |             |                             |  |
| 6月 9日(木)          |             |                             |  |
| 6月10日(金)          |             |                             |  |
| 6月11日(土)          |             |                             |  |
| 8月22日(月)          |             |                             |  |
| 8月23日(火)          |             |                             |  |
| 8月27日(土)          | 七会保健福祉センター  | ※混雑を避けるため、受付時間を指定させていただきます。 | ・肺がん・結核検診(40歳以上の方)<br>・前立腺がん検診(50歳以上の男性)<br>・肝炎ウイルス検診(H23年度に40歳になる人)   |
| 8月30日(火)          |             |                             |  |
| 8月31日(水)          | 桂公民館または桂体育館 |                             | ※生活習慣病予防健診は、特定健診と同項目の検査を実施します。   |
| 9月 6日(火)          |             |                             |  |
| 9月 7日(水)          | 常北保健福祉センター  | 午後5:00～8:00                 |  |
| ★夜間健診<br>9月 8日(木) |             |                             |  |

#### 【婦人科がん検診】

| 検診日       | 場 所        | 受付時間        | 健診内容と対象者   |
|-----------|------------|-------------|--|
| 9月15日(木)  | 常北保健福祉センター | 午後0:30～1:00 | <b>【乳がん】</b><br>・視触診(30～56歳の方)<br>・超音波検査(30～56歳の方)<br>・マンモグラフィ(40歳以上の方) 2年に1回<br>※30～56歳の方は視触診受診が原則です。 |
| 9月16日(金)  |            |             |  |
| 9月20日(火)  |            |             |  |
| 9月21日(水)  |            |             |  |
| 10月18日(火) | 七会保健福祉センター |             |  |

# 平成23年度 各種健診内容

|           |             |             |                         |
|-----------|-------------|-------------|-------------------------|
| 10月19日(水) | 桂公民館または桂体育館 | 午後0:30~1:00 | 【子宮がん】<br>20歳以上 子宮頸部細胞診 |
| 10月20日(木) |             |             |                         |
| 10月21日(金) | 常北保健福祉センター  |             |                         |
| 10月22日(土) |             |             |                         |
| 11月1日(火)  |             |             |                         |
| 11月2日(水)  |             |             |                         |

東日本大震災の影響を受けて、「桂公民館」の会場が、「桂体育館」に変更される場合がありますのでご了承ください。

## (2) 実施内容、料金等

| 健診名                       | 対象者  | 健診内容  | 自己負担金       |      |
|---------------------------|--|---|-------------|------|
| 生活習慣病予防健診                 | 18~39歳<br>※雇用されている方、生活習慣病で治療中の方は対象外                        | 問診、身体計測、腹囲測定、血圧、検尿、血液検査、心電図、眼底検査                                      | 1,000円      |      |
| 特定健診(城里町国民健康保険加入者)        | 40~74歳の国保加入者   | 問診、身体計測、腹囲測定、血圧、検尿、血液検査、心電図、眼底検査                                      | 1,000円      |      |
| 特定健診(城里町国民健康保険以外の医療保険加入者) | 40~74歳の被扶養者(社保の家族)<br>※医療保険者から発行された「特定健診受診券」と「健康保険証」が必要です。 | 医療保険者(保険証を発行している機関)によって異なります。<br>※詳細については、それぞれ加入している医療保険者にお問い合わせください。 |             |      |
| 高齢者健診                     | 75歳以上及び<br>65~74歳の障害者<br>※生活習慣病で治療中の方は対象外                  | 問診、身体計測、血圧、検尿、血液検査  | 無料          |      |
| 肺がん・結核検診                  | 40歳以上  | 胸部レントゲン   | 無料          |      |
| 胃がん検診                     | 40歳以上  | バリウム検査  | 1,000円      |      |
| 大腸がん検診                    | 40歳以上  | 便潜血反応検査2日法  | 500円        |      |
| 前立腺がん検診                   | 50歳以上の男性   | 血液検査  | 500円        |      |
| 肝炎ウイルス検診                  | 年度内に40歳になる方  | 血液検査  | 500円        |      |
| 乳がん                       | 視触診  | 30~56歳の女性   | 専門医による視触診検査 | 500円 |
|                           | 超音波検査  | 30~56歳の女性   | 乳房の超音波検査    | 500円 |
|                           | マンモグラフィー   | 40歳以上の女性  | 乳房のレントゲン検査  | 500円 |
| 子宮がん                      | 20歳以上の女性   | 子宮の入り口の細胞を採り子宮頸部のがんの有無を調べる  | 500円        |      |

## 申込方法

がん検診をご希望の方は平成23年4月末日までに次の方法で健康福祉課までお申し込みください。

なお、平成22年度にがん検診を受診した方は申し込みをする必要はありません。

平成23年度健康カレンダー表紙に添付されている(検診連絡カード)に必要な事項を記入し、希望する検診に○を付け、次のいずれかの方法でお申し込みください。

### 郵送による方法

はがきを切り取り切手を貼り、健康福祉課宛て郵送してください。

### ファックスによる方法

はがきを切り取り、健康福祉課宛てFAXで送信してください。

FAX 029-240-6466

### 直接持参する方法

はがきを切り取り健康福祉課(常北保健福祉センター内)・役場・桂支所・七会支所のいずれかの窓口を持参してください。

※ 電話による申し込みは、混み合っかかりにくくなる場合がありますのでご遠慮ください。

※ 健康カレンダーに添付されているはがき(検診連絡カード)がお手元にならない場合は、普通はがきの裏面に検診を希望する方の住所・電話番号・氏名・生年月日・希望する健診名をご記入のうえ、申し込み先までお送りください。

【申込先・問合せ】 健康福祉課(常北保健福祉センター内) 〒311-4391 城里町石塚1428-1  
☎029-240-6550(直通) または ☎029-288-3111(内線370、371)

# 役場業務・施設のご案内

東日本大震災により、役場本庁舎などの施設に大きな被害を受けたため、一部の部署が移動(※青字部分)しました。

また、震災により、一部の施設が休館、または一部利用できませんのでご了承ください。

## ●各種業務と課の配置

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

| 担当課(災害関連業務)              | 場 所         | 連 絡 先                        |
|--------------------------|-------------|------------------------------|
| 町民課(り災証明書の受付・発行)         | コミセン1階研修室   | 029-288-3111                 |
| 税務課(り災家屋等の調査)            |             |                              |
| 会計課(義援金の受付)              |             |                              |
| 農業委員会事務局                 | コミセン1階      |                              |
| 総務課・企画財政課・議会事務局          | コミセン2階図書室   |                              |
| 産業振興課                    | コミセン2階      |                              |
| 都市建設課                    | 第2庁舎        |                              |
| 水道課                      | 分庁舎         | 029-288-3114                 |
| 下水道課                     |             | 029-288-7377                 |
| 健康福祉課(各種被災者支援制度の申請)      | 常北保健福祉センター  | 029-240-6550                 |
| 保険課(国保・介護・国民年金保険料等の減免申請) |             | 029-288-3111                 |
| 教育委員会事務局                 | 常北公民館       | 029-288-7010<br>029-288-3135 |
| 桂支所                      | 桂図書館郷土資料館2階 | 029-289-2211                 |
| 七会支所                     | 七会支所        | 0296-88-3111                 |

※コミュニティセンター城里は「コミセン」と表記しています。

## コミュニティセンター城里からのお知らせ

- 当分の間、ホール・会議室等の貸し出しは行いません。
  - 2階の図書室は閉室となります。
- 貸出中の図書の返却は1階事務所で受け付けます。



|               |   |
|---------------|---|
| 再開している施設      | 常北保健福祉センター、老人福祉センター「やまゆり荘」、桂図書館郷土資料館、ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷<br>七会公民館、岩船地区公民館、各運動広場・体育館(午後5時まで)<br>ホロルの湯(午後8時まで/最終受付午後7時) |
| 一部再開している施設    | 常北公民館 ☎029-288-5575、桂公民館 ☎029-289-2220(午後5時まで)<br>※上記の施設は一部の部屋が故障等で使用できません。くわしくは各施設等にお問い合わせください。                      |
| 当分の間休館・休園する施設 | 坏地区公民館、桂老人福祉センター、かつら保育所   |

## 町の人口

3月1日現在

|    | 人 数     | 前月比 |
|----|---------|-----|
| 人口 | 21,651人 | -29 |
| 男  | 10,621人 | -13 |
| 女  | 11,030人 | -16 |
| 世帯 | 7,425世帯 | +2  |

## 今月の納税等

|        |       |
|--------|-------|
| 水道使用料  | (4月分) |
| 下水道使用料 | (4月分) |
| 農集排使用料 | (4月分) |
| 住宅使用料  | (4月分) |

納期限：5月2日

納税には、簡単で便利な口座振替をご利用ください

## 城里町役場

〒311-4391

編集・総務課

東茨城郡城里町石塚1428-25

4月15日発行

☎029-288-3111 FAX029-288-3113



ホームページで町の各種情報がご覧いただけます。

PC <http://www.town.shirosato.lg.jp/>  
携帯 <http://www.town.shirosato.lg.jp/mobile.php>

